

原規規発第 20101410 号

令和 2 年 1 0 月 1 4 日

放射線審議会

会長 甲斐 倫明 殿

原子力規制委員会

(公印省略)

放射性物質の輸送に関する国際原子力機関の安全要件の取入れにおける原子力規制委員会告示に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正について（諮問）

放射性物質の輸送に関する国際原子力機関の安全要件の取入れのため、下記の原子力規制委員会告示に係る放射線障害防止に関する技術的基準を別紙のとおり改正することについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和 33 年法律第 162 号）第 6 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

1. 平成 2 年科学技術庁告示第 5 号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）
2. 平成 2 年科学技術庁告示第 7 号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）

以上

(別紙 1)

平成 2 年科学技術庁告示第 5 号 (核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示) に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正に係る諮問事項

A 型輸送物として運搬できる核燃料物質等の放射能の量の限度 (特別形核燃料物質等である場合の数量 (A<sub>1</sub> 値) 及び特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量 (A<sub>2</sub> 値)) に以下を加える。

原子番号	放射性物質の種類	特別形核燃料物質等である場合の数量 (A <sub>1</sub> 値) 単位 T B q	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量 (A <sub>2</sub> 値) 単位 T B q
28	<sup>57</sup> Ni	0.6	0.6
32	<sup>69</sup> Ge	1	1
38	<sup>83</sup> Sr	1	1
56	<sup>135m</sup> Ba	20	0.6
65	<sup>149</sup> Tb	0.8	0.8
65	<sup>161</sup> Tb	30	0.7
77	<sup>193m</sup> Ir	40	4

(別紙2)

平成2年科学技術庁告示第7号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正に係る諮問事項

A型輸送物として運搬できる放射性同位元素等の放射能の量の限度（特別形放射性同位元素等である場合の数量（A<sub>1</sub>値）、特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量（A<sub>2</sub>値））に以下を加える。また、代替放射能限度について放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則において「国土交通大臣が適当と認めるもの」として危険物船舶輸送及び貯蔵規則及び船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示から引用していたものを同限度について「原子力規制委員会が定めるもの」に改正を行うため、放射能濃度及び放射能の量を導入し、以下に加える。

原子番号	放射性同位元素の種類	特別形放射性同位元素等である場合の数量（A <sub>1</sub> 値） 単位 T B q	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量（A <sub>2</sub> 値） 単位 T B q	放射能濃度 単位 B q / g	放射能の量 単位 B q
28	<sup>57</sup> Ni	$6 \times 10^{-1}$	$6 \times 10^{-1}$	$1 \times 10^1$	$1 \times 10^6$
32	<sup>69</sup> Ge	1	1	$1 \times 10^1$	$1 \times 10^6$
38	<sup>83</sup> Sr	1	1	$1 \times 10^1$	$1 \times 10^6$
56	<sup>135m</sup> Ba	20	$6 \times 10^{-1}$	$1 \times 10^2$	$1 \times 10^6$
65	<sup>149</sup> Tb	$8 \times 10^{-1}$	$8 \times 10^{-1}$	$1 \times 10^1$	$1 \times 10^6$
65	<sup>161</sup> Tb	30	$7 \times 10^{-1}$	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^6$
77	<sup>193m</sup> Ir	40	4	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^7$